

## 給付奨学金の自宅外通学の手続きについて

**※すでに本手続きを完了している者や現在手続き中の者は、  
再度行う必要はありません。**

日本学生支援機構の給付奨学金は、通学形態（自宅通学または自宅外通学）によって奨学金の月額が変わります。採用時は全員「自宅月額」で奨学金の振込が開始され、必要書類を提出した方が「自宅外月額」に切り替わる仕組みです。

ついては、アパートや寮など自宅外から通学し家賃負担が発生している方は必要書類を提出してください。

### 1. 提出書類

- (1) 通学形態変更届（給付様式 35）
- (2) 自宅外通学を証明する書類（アパートの契約書の写し、入寮許可書等）

### 2. 提出先

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学学務部学生支援課学生支援係（角間キャンパス本部棟 2階）

※郵送または持参にて提出してください。

### 3. 注意

#### (1) 通学形態変更届（様式 35）の記入について

- ① 「奨学生番号」の記入が必要です。奨学生番号は同封した「奨学生証」で確認してください。
- ② 「学部」の欄に学域等、「学科」の欄に学類等の名称を記入してください。  
例：人間社会学域人文学類の学生は「人間社会（学部）人文（学科）」と記入します。  
総合教育部（文系一括）の学生は「総合教育（学部）文系（学科）」と記入します。
- ③ 記入にあたっては、確認チャート及びチェックシートも確認してください。

#### (2) 奨学金の振込について

給付奨学金の制度上、自宅外通学者であっても「自宅月額」で振込が開始され、日本学生支援機構による自宅外通学の確認が完了次第、「自宅外月額」に切り替わります。

**奨学金申込時に、通学形態変更届を提出し、不備なく受理された方は、奨学金支給開始月に遡って自宅外月額が振り込まれる予定**です。

なお、通学形態変更届の提出が遅れた場合、自宅外月額の適用を受けられる時期が遅くなる場合がありますので注意してください。

(3) 自宅外月額から自宅月額への切り替え

**自宅外月額の給付を受けている学生が引っ越し等で自宅通学となった場合、自宅月額に変更する手続きが必要ですので下記担当へ申し出てください。**手続きを怠ると支援の打ち切りや返金等を求められる場合があります。

また、自宅・自宅外の判定は国内の生活拠点により判断しますので、海外留学等でアパートを引き払った場合、実家が生活の拠と判断され自宅通学の取扱いとなります。そのような場合もすみやかに下記担当へ申し出てください。

(問い合わせ先)

〒920-1192 石川県金沢市角間町

金沢大学学務部学生支援課学生支援係 (角間キャンパス本部棟 2 階)

受付時間 平日 8:30~17:00

Mail: [stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:stsien@adm.kanazawa-u.ac.jp)